

リハビリ特化型デイサービスあさがお

(介護予防)通所介護 運営規程

(運営規程設置の主旨)

第1条 医療法人清和会が設置するリハビリ特化型デイサービスあさがお（以下「事業所」という。）において実施する指定（介護予防）通所介護の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定める。

(事業の目的)

第2条 指定（介護予防）通所介護事業（以下「事業」という。）は、要介護又は要支援状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能、生活機能の維持回復並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図ることを目的とする。

(運営の方針)

第3条 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供を努めるものとする。

- 2 指定通所介護の事業は、利用者が要介護状態となった場合においても、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものとする。
- 3 指定介護予防通所介護相当サービスの事業は、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、必要な日常生活上の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

- 4 事業の実施に当たっては、地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター及びその他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称及び所在地等)

第4条 事業所の名称所在地等は次のとおりとする。

- | | | |
|---|-------|-------------------|
| 1 | 名称 | リハビリ特化型デイサービスあさがお |
| 2 | 開設年月日 | 2020年6月15日 |

3	所在地	岩手県奥州市水沢上姉体2丁目1-7
4	電話番号	0197-34-2144
5	FAX 番号	0197-34-2145
6	管理者	高橋 靖
7	介護保険指定番号	0371501156

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)	管理者	1名
(2)	生活相談員	1名以上
(3)	看護職員	1名以上
(4)	介護職員	8名以上
(5)	機能訓練指導員	1名以上
(6)	管理栄養士(外部委託)	1名以上

(従業者の職務内容)

第6条 前条に定める当事業所職員の職務内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行うとともに、従業者に事業に関する法令及びこの規定を遵守させるため必要な命令を行う。
- (2) 生活相談員は、利用者及び家族等からの相談に応じ、必要な助言その他の援助を行うとともに、職員に対する技術指導、関係機関との連絡調整等を行う。
- (3) 看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行うほか、利用者の指定（介護予防）通所介護計画に基づく看護を行う。
- (4) 介護職員は、利用者の指定（介護予防）通所介護計画に基づく介護を行う。
- (5) 機能訓練指導員は、個別機能訓練計画書の策定及び機能訓練の実施・指導、助言を行う。
- (6) 管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理を行う。

(営業日及び営業時間)

第7条 事業所の営業日及び営業時間以下のとおりとする。

- 2 月曜日から金曜日までとする。ただし、祝日及び年末年始（12月31日から翌年1月3日まで）を除く。
- 3 営業日の午前8時から午後17時までを営業時間とする。
- 4 短時間コース(リハビリ特化型)
 - 1 クール目(3時間コース) 8時45分から11時45分
 - 2 クール目(3時間コース) 9時45分から12時45分
 - 3 クール目(3時間コース) 13時30分から16時30分
- 長時間コース(通常介護型) (7時間コース) 9時から16時

(利用定員)

第8条 事業所の利用定員は、50人とする。

(事業の内容)

第9条 指定（介護予防）通所介護の内容は、次に掲げるもののうち必要と認められるサービスを行うものとする。

- (1) 生活指導(相談・援助等)、レクリエーション
- (2) 機能訓練
- (3) 健康チェック
- (4) 送迎
- (5) 給食サービス
- (6) 入浴サービス
- (7) 延長サービス

(利用料等)

第10条 指定（介護予防）通所介護を提供した場合の利用料の額は、介護報酬告示上の額とし、そのサービスが法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。

なお、法定代理受領以外の利用料については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成12年2月10日厚生労働省告示第19号）によるものとする。

- 2 食費、飲料代、オムツ等の費用について、重要事項説明書に記載の通り支払いを受けるものとする。
- 3 その他、指定（介護予防）通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用については実費を徴収する。
- 4 利用料等の支払を受けたときは、利用料とその他の費用（個別の費用ごとに区分）について記載した領収書を交付する。

(通常の送迎の実施地域)

第11条 通常の送迎の実施地域は、奥州市（衣川を除く）とする。

(衛生管理等)

第12条 利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずる。

- 2 事業所において感染症が発生、及び、まん延を防止するために次の措置を講ずる。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第13条 利用者はサービスの利用に当たって、必要に応じて医師の診断やサービス利用時の留意事項、利用当日の健康状態等を事業所に伝え、また、特に感染症の疑いが少しでもあるような場合は必ず事前に事業所へ連絡するなど、事業所が適切なサービス提供を行えるよう留意するものとする。

(緊急時等における対応方法)

第14条 指定（介護予防）通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る居宅介護支援事業者等に連絡するとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 事業所は、利用者に対する指定（介護予防）通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、防火管理又は火気・消防等についての責任者を定め、火災・水害・土砂災害・地震等にも対処するための非常災害対策マニュアル及び消防計画を作成し、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

(苦情処理)

第16条 指定（介護予防）通所介護の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、必要な措置を講じるものとする。

2 事業所は、提供した指定（介護予防）通所介護に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

3 事業所は、提供した指定（介護予防）通所介護に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(守秘義務及び個人情報の保護)

第17条 事業所は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイド

ンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

- 2 事業者が得た利用者又はその家族の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第18条 当事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 当事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的で開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
 - (2) 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
 - (3) 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施すること。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の措置を置くこと。
- 2 当事業所は、介護保険施設サービス提供中に、虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを県市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヵ月以内
 - (2) 定期研修 年6回
- 2 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。
 - 3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。
 - 4 事業所は、指定（介護予防）通所介護に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
 - 5 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人清和会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この運営規定は、令和2年6月15日より施行する。

【改定日 令和2年10月01日】

【改定日 令和3年1月15日】

【改定日 令和3年4月01日】

【改定日 令和6年4月01日】

【改定日 令和7年3月01日】

【改定日 令和7年6月01日】